

令和 3 年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和4年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和3年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和3年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和4年8月

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

同 小野 田 光

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	3
(2)	個別意見	5
ア	決算書の表示が適正でないもの	5
(ア)	収入未済額の表示が適正でないものについて	5
(イ)	財産に関する調書の表示が適正でないものについて	6
3	決算の概要	7

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「-」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和3年度瀬戸内市一般会計

令和3年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和3年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和3年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和3年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和3年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和3年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和3年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和3年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査に当たっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分
の適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和4年6月30日から同年8月16日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

（1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行については、個別意見に記載したように一部に是正・改善すべき事項が認められた。

（2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

（3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

瀬戸内市の令和3年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計339億9393万余円、歳出計329億9947万余円となっている。

一般会計については、歳入243億9593万余円、歳出236億2606万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億6986万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である1億2402万余円を差し引いた実質収支は6億4583万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の24.2%を占める市税については、収入済額が58億9748万余円（調定額に対する収入済額の割合97.5%）となっており、2年度と比べると2億1250万余円の減少となっている。また、3年度における市税の収入未済額については、1億4598万余円となっており、直近5年間で見ると、平成30年度までは減少傾向にあったが、30年度と比べると令和3年度は2712万余円の増加となっているため、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額271億4899万余円に対し、支出済額は236億2606万余円（執行率87.0%）となっており、ここから翌年度繰越額1億2402万余円を差し引いた不用額が9億8921万余円となっている。2年度に比べ増加額が最も大きかったものは、民生費の3626万余円の増加で、その主な要因は、児童福祉費の増加によるものであり、新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世帯への給付金等の支給によるものである。

瀬戸内市の3年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.57となっており、2年度に比べ0.01ポイント下回っている。近年、財政力指数は向上しているものの、将来を見据え、今後も向上を図る必要がある。また、経常収支比率については、81.8%で2年度に比べ0.2ポイント改善しているが、財政の硬直化を進行させないため、経常的経費の削減に努めるなど改善を図っていく必要がある。

3年度の決算審査においては、決算書について、過去に収入未済となったまま債権の記載がないもの、また、財産に関する調書（以下「財産調書」という。）について、記載された土地及び建物や債権額等に誤りがあるものが見受けられた。

イ 意見

令和3年度における決算審査の結果や個別意見を受けて、市の組織及び運営の合理化に資す

るため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行に当たり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、財産調書については、調書への記載漏れ等の理由から、毎年何らかの意見を提示している状況にある。

3年度においては、売却や新築により増減のあった財産の記載漏れや、債権現在高に誤りがある等の事態が見受けられた。財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものである。このため、市は、財産調書の記載に関する適正なルールや基準を構築し、再度職員に対して財産調書の概要及び重要性、記載の基準等を明確に周知するとともに、その作成に当たっては、所管課から各担当課へ適正な時期に必要な確認を行い、正確に記載するよう改善する必要がある。

財産管理に当たっては、財産調書は、市民から託された貴重な財産を市民に公表するものであることの重要性を認識し、公有財産や物品情報を記載する基準を作成するなど、財産管理の適正化に努める必要がある。

また、債権についての収入未済金の計上が、合併以前から漏れていた事態が見受けられた。債権は、公平性を図るため、適正に管理される必要がある。市は組織全体の問題として認識した上で、債権管理と歳入に関する事務が適正に行われるように努める必要がある。

最後に、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が長期化し、コロナ後の市民生活を見据えて市政運営を行うことが求められる中、市は、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指し、財政の健全性を維持しつつ、市民が安心して生活するための施策を推進し、変化を続ける社会情勢に柔軟に対応できるよう取り組んでいくことが必要である。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 収入未済額の表示が適正でないものについて

市の収入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づいて行うこととなっている。

法¹によると、市の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖（以下「出納閉鎖」という。）することとされている。また、規則²によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について調定をしなければならないとされており、歳入徴収者は、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰り越さなければならず、その繰り越した調定額で、翌年度の末日までに収入済とならないものについては、当該年度末日の翌日において、翌々年度の調定額に繰越し、その後順次繰越さなければならずとされている。

令和3年度一般会計歳入歳出事項別明細書の調定及び収入未済額について審査したところ、福祉課は、災害援護資金貸付金償還金について、過去に収入未済となり、引き続き現在も収入未済となっている2件847,994円について調定をしておらず、また、繰り越しもしていなかった。

このように、本来、歳入すべきものとして調定しておかなければならない債権であったにもかかわらず、適切な調定等が行われていないことから、令和3年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の一部が適正でないと認められる。

¹ 地方自治法第235条の5

² 瀬戸内市会計規則第6条及び第28条

(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則³（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和3年度の財産調書について審査したところ、土地については、普通財産を売却したもののうち2件54㎡が記載されておらず、建物については、新築した呂久中学校クラブハウス棟など2件111.14㎡が記載されていなかった。また、債権については、債権を所管する総務学務課が把握している前年度末現在高と財産調書中の債権の前年度末現在高に60,000円の差異が見受けられた。

したがって、土地及び建物に誤った決算年度末現在高等が記載されていること、債権に誤った前年度末現在高が記載されていることから、3年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

令和元年度各会計歳入歳出決算審査意見書でも述べたとおり、財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであることから、記載に関する適正なルールや基準を構築し、正確に記載することが極めて重要である。

平成29年度、30年度、令和元年度と3年連続して誤っていたにもかかわらず、本年度も財産調書に誤りが発見されたことから、市は、職員に対し、財産調書の重要性について改めて周知徹底を図るとともに、財産調書の作成に当たっては、財産調書に記載する財産についてのルールを明確化し、財産を所有する各部署における確認や、財産に関する情報のデータベース化を検討し、財産調書が重要であることや記載に関するルールなどについて全職員に対し周知徹底するなど、財産に関する情報を適切に管理できる体制に改善する必要があると認められる。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項を修正されたものが決算書に付されている。

³ 地方自治法施行規則第16条の2

3 決算の概要

令和3年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表1、表2のとおり、歳入計339億9393万余円（予算対比92.0%）、歳出計329億9947万余円（予算対比89.3%）となっている。

一般会計については、歳入243億9593万余円、歳出236億2606万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億6986万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億2402万余円を差し引いた実質収支は、6億4583万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は95億9800万余円、歳出総額は93億7340万余円となり、形式収支は2億2459万余円となっている。3年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となる。

表1 令和3年度決算の状況

(単位:円)

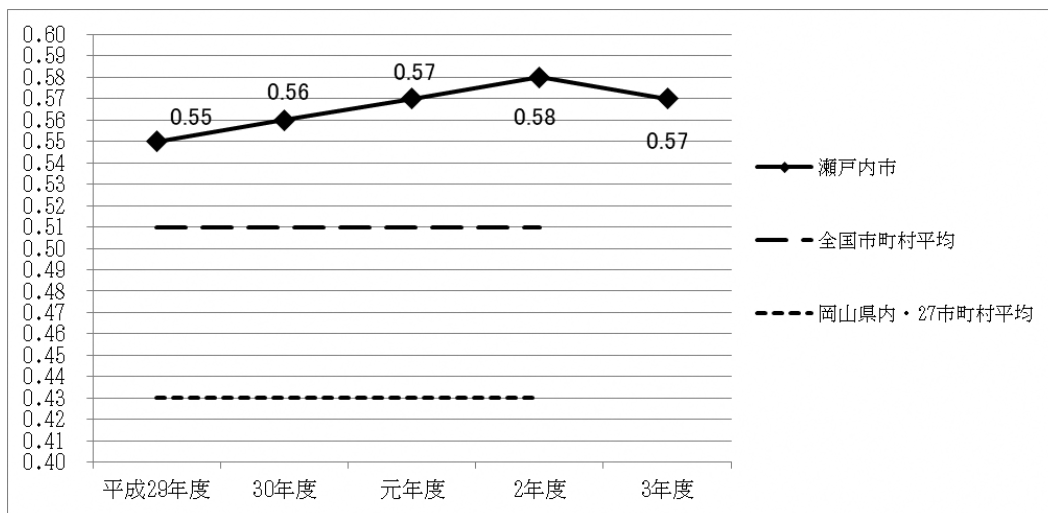
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	24,395,934,174	23,626,068,868	769,865,306	124,027,166	645,838,140
特 別 会 計 合 計	9,598,004,394	9,373,409,396	224,594,998	-	224,594,998
国民健康保険特別会計	4,298,982,350	4,298,363,443	618,907	-	618,907
国民健康保険診療施設 裳掛診療所特別会計	25,368,872	25,368,872	0	-	0
介護保険特別会計	4,508,580,616	4,336,019,385	172,561,231	-	172,561,231
後期高齢者医療 特別会計	584,635,565	583,279,848	1,355,717	-	1,355,717
土地開発事業特別会計	34,027,843	2,782,798	31,245,045	-	31,245,045
企業団地造成事業 特別会計	146,409,148	127,595,050	18,814,098	-	18,814,098
総 計	33,993,938,568	32,999,478,264	994,460,304	124,027,166	870,433,138

表2 予算に対する執行率

(単位:円、%)

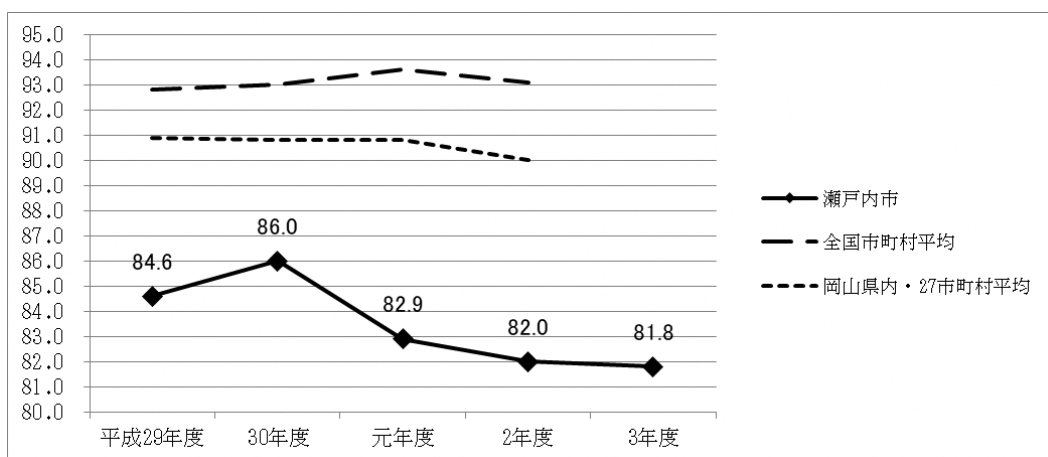
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	27,148,996,555	89.9	87.0
特 別 会 計 合 計	9,794,949,000	98.0	95.7
総 計	36,943,945,555	92.0	89.3

図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。
 (注2) 令和3年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。
 (注2) 令和3年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。